平成２３年（フ）第１５８号
大阪府阪南市鳥取1154番地、前住所大阪府泉南市樽井599番地の17
債務者　辻　　猛
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
大阪府和泉市光明台３丁目７番34―505号
債務者　山本　好規
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
大阪府貝塚市津田北町17番15号
債務者　尾沼　康隆
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
大阪府貝塚市堀３丁目12番１―206号
債務者　板井　尚子（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
大阪府泉南市樽井７丁目７番８―302号
債務者　仲谷嘉智子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
大阪府貝塚市久保80―９―303、住民票上の住所大阪府岸和田市箕土路町３丁目13番７号
債務者　臼井　　昭
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
大阪府泉佐野市上之郷1799番地の13
債務者　伴堂　　武
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
大阪府泉南市樽井４丁目33番15号サンクレオ205号
債務者　坂本美智代
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
大阪府泉南郡田尻町吉見675―９、住民票上の住所大阪府和泉市和田町218番地の３
債務者　久保田和代
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
大阪府阪南市尾崎町７丁目２番17―506号
債務者　坂田　祐介
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
大阪府泉南郡田尻町吉見675―９、住民票上の住所大阪府和泉市和田町218番地の３
債務者　久保田敬彦
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
大阪府岸和田市小松里町433番地の１、前住所大阪府岸和田市神須屋町510番地の65
債務者　鈴木　秀一
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
大阪府和泉市幸２丁目８番15―403号
債務者　中村キミカ
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
大阪府和泉市池田下町3514番地の８
債務者　舩原　香織
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
大阪府貝塚市澤16―１マスターズエル二色ノ浜410、住民票上の住所大阪府阪南市南山中310番地
債務者　川端　　潔
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
大阪府貝塚市澤16―１マスターズエル二色ノ浜410、住民票上の住所大阪府阪南市南山中310番地
債務者　川端　涼好
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３００号
大阪府泉佐野市上町２丁目10番20―707号
債務者　元林　雅之
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係